

〔解 説〕

1) 不適切である

65 歳以上の場合は、年収に支払いを受ける公的年金等の額が 158 万円を超える場合に源泉徴収の対象となります。108 万円超は 65 歳未満の場合の基準です。なお、ここでの公的年金等には確定給付企業年金等は含まれません。

2) 適切である。

扶養親族等申告書の提出の有無によらず、源泉徴収の段階で、基礎的控除（基礎控除、公的年金等控除に相当）は受けることができ、源泉徴収税率も 5.105%（復興特別所得税を含む）で計算されます。従って、人的控除に該当しない場合は、扶養親族等申告書の提出の有無によらず、源泉徴収税額は同じです。

3) 不適切である。

住民税は、公的年金等から特別徴収されたものでも、源泉徴収額の計算に際し、公的年金等に相当する金額から控除されません。社会保険料は、特別徴収されたものについては公的年金等に相当する金額から控除され、控除後の額を公的年金等の支払金額とみなして源泉徴収額が計算されます。なお、この取扱いは、扶養親族等申告書の提出の有無によらず行われます。

4) 不適切である。

公的年金等の源泉徴収が行われた場合は原則として確定申告が必要ですが、①年中の公的年金等の収入金額が 400 万円以下、②公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる、③公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下の全てを満たす場合は、その年の所得税について確定申告は不要です。ただし、医療費控除などに該当する場合は、確定申告を行うことにより所得税の還付を受けることができます。

公的年金等の源泉徴収はある程度頻出内容が固定されているので、覚えておけば点数につながりやすい項目といえます。対象者、扶養親族等申告書、確定申告などを中心に学習すると良いでしょう。